

## ごみの分別に気をつけましょう

### いつも大変な分別にご協力頂きありがとうございます

- ①資源ごみになる「食べ物・飲み物が入っていたビン・カン」はきれいに洗って、フタを外して出しましょう。
- ②飲み物の入っていたカンは、なるべく資源ごみとして出しましょう。
- ③指定袋には必ず名前を書きましょう。
- ④収集当日の8時30分までに出しましょう。

詳しいごみの出し方は、「ごみ分別冊子」または下記をご確認ください。  
(いいしクリーンセンターホームページにもあります)

問合せ いいしクリーンセンター ☎72-9217  
住民課 ☎76-2213

### ■LINEで簡単に検索できます

ごみの分別は複雑ですが、出し方に迷ったときに町公式LINEで分別方法を確認することができます。ごみの捨て方が分からない時に活用してください。

ご利用には、町公式LINEの登録が必要です。

### ごみ収集不可理由集計表(R6)

収集できない理由	件 数
氏名の記載なし	103
直接持ち込みが必要	25
袋の間違い	8
ごみの出し方の間違い	550
ごみ袋を2重にしている	13
容量を超えてる	21
生ごみの水切不十分	1
その他	20
合 計	741



上記「ごみの出し方 分別Q&A」から利用できます



## クイズの答え・解説

### ① [由来八幡宮 狛犬(頓原)]

境内にある隨神門の内部に納められている狛犬。全国的にも珍しい形で、彩色も施されています。

### ② [程原入道の墓]

谷地区(井戸戸)に伝わる平家落人伝説。平家の奥方「遊那御前」や、その子「程原入道」にゆかりの場所が今も残っています。

### ③ [吉岡長太郎フィルム]

大正から昭和初期にかけ、吉岡長太郎さんが生涯をかけて飯南町を映像に残した記録映像。

### ④ [力猿]

明治時代、山を削って道を造る際に落石が治まらないため、地元住民が明眼寺(八神)から猿に似た像をもらい受け、岩間に設置。すると落石は止まり、無事に道路が完成したと言われています。(写真は2代目の石製力猿)

### ⑤ [古レール]

旧国鉄赤名駅舎の支柱に使用されているのは、明治にかけて輸入された鉄道レール。ドイツ「クルップ社」、アメリカ「カーネギー社」など刻印も読みとれます。

### ⑥ [祇園山城跡(頓原)]

鎌倉時代、赤穴八幡宮へ奉納された三体の神像。京都を中心に活躍した仏師による作であることや、奉納の経緯などが明確に伝えられている貴重な事例。また、中央で活躍した仏師の神像が地方に残ることはまれであり、国指定文化財となっています。

### ⑦ [烏田権兵衛の碑(上来島)]

戦国時代、主君への忠義を貫き、毛利元就の大軍に戦いを挑んだ、尼子方忠義の士「烏田権兵衛」を称えた碑。

### ⑧ [下山土偶]

志津見ダム建設予定地内で発掘された縄文時代の土偶。手足を曲げてポーズをとっている特殊な形で、東北地方から運び込まれたと考えられています。

### ⑨ [銀山街道 道しるべ]

石見銀山から尾道まで銀を搬出した「銀山街道」。赤名地区は現在も、銀山街道の面影を残しています。銀山街道と宍道尾道街道が交差する地点には、道しるべの石柱が残っています。

### ⑩ [水間氏塚(頓原)]

子どもの夜尿症や女性特有の病気にご利益があると伝えられています。

### ⑪ [築立暗渠(頓原)]

頓原から吹ヶ峠への道には、明治時代に造られた道路の名残が。中でも美しいのが、外国人技師の設計によるといわれ、明治20年頃に造られた「ツキタテ」と呼ばれる石造りの橋です。

### ⑫ [八幡三神像]

鎌倉時代、赤穴八幡宮へ奉納された三体の神像。京都を中心活躍した仏師による作であることや、奉納の経緯などが明確に伝えられている貴重な事例。また、中央で活躍した仏師の神像が地方に残ることはまれであり、国指定文化財となっています。

## 手当額の改定

### 児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当 令和7年4月~

#### 児童扶養手当

##### ●受給資格

父母の離婚などにより父(母)と生計をともにしている児童(18歳未満)の母(父)、または父(母)が身体などに重度の障がいがある児童の母(父)あるいは父(母)にかわってその児童を養育している方に対し、児童の健やかな成長を願って支給される手当です。

※平成26年12月1日より公的年金を受給している父母または養育者も児童扶養手当の対象となりました。

※父(母)または養育者が日本国内に住所を有しない場合は、手当は支給されません。

#### 特別障害者手当

##### ●受給資格

身体または精神に著しく重度の障がいがあるため、日常生活で常時特別な介護を必要とする20歳以上の人。

※対象者が次の事項に該当する場合は、手当は支給されません。

- ・社会福祉施設等に入所している人
  - ・病院に継続して3ヶ月を超えて入院している人
- ※原爆介護手当を受給している人には、特別障害者手当を調整して支給します。

#### 障害児福祉手当

##### ●受給資格

身体または精神に著しく重度の障がいがあるため、日常生活で常時特別な介護を必要とする20歳未満の児童。

※対象児童が次の事項に該当する場合は、手当は支給されません。

- ・障がいを事由とする公的年金を受けることができる場合
- ・児童福祉施設等に入所している場合

#### 特別児童扶養手当

##### ●受給資格

身体・知的・精神に一定の障がいがある20歳未満の児童を養育している父母または養育者。

※対象児童が次の事項に該当する場合は、手当は支給されません。

- ・障がいを事由とする公的年金を受けることができる場合
- ・児童福祉施設等に入所している場合

今回紹介した手当制度の受給資格には、該当する障がいの程度に基準があり、所得制限等が定められています。

受給資格に該当すると思われる場合は、申請される前に一度ご相談ください。

問合せ 福祉事務所 ☎72-1773



## 手当の額（月額）

児童扶養手当	全部支給	46,690円
	一部支給	11,010円~46,680円
	児童2人以上の加算額	5,520円~11,020円
特別障害者手当		29,590円
障害児福祉手当		16,100円
特別児童扶養手当	1級	56,800円
	2級	37,830円